

相続・事業承継設計

CFPテキスト

Financial Planner

TAC

目 次

第1章 民法編	1
Theme 1 相続の意義	2
Theme 2 相続人	4
Theme 3 相続分	15
Theme 4 相続の承認と放棄	30
Theme 5 遺産の分割	34
Theme 6 代償分割	42
Theme 7 遺 贈	44
Theme 8 遺 言	48
Theme 9 遺留分	63
Theme 10 特別寄与料の請求権	69
Theme 11 配偶者の居住権の創設	70
Theme 12 成年後見制度	74
Theme 13 その他の民法等の改正	83
 第2章 相続税の課税価格	87
Theme 1 納税義務者と課税財産の範囲（相続税・贈与税）	88
Theme 2 財産の所在	94
Theme 3 相続税の計算体系	99
Theme 4 未分割遺産に対する課税	101
Theme 5 生命保険金等	105
Theme 6 退職手当金等	109
Theme 7 生命保険契約に関する権利	113
Theme 8 相続税の非課税財産	115
Theme 9 債務控除	117
Theme 10 生前贈与加算	121

第3章	各人の納付すべき相続税額	131
Theme 1	算出相続税額の計算	132
Theme 2	贈与税額控除	139
Theme 3	配偶者に対する相続税額の軽減	140
Theme 4	未成年者控除	146
Theme 5	障害者控除	147
Theme 6	相次相続控除	150
Theme 7	外国税額控除	153
Theme 8	相続税の各種規定の適用対象者一覧	155
第4章	納付すべき贈与税額	157
Theme 1	贈与税の計算体系	158
Theme 2	みなし贈与財産の種類	162
Theme 3	信託受益権	163
Theme 4	低額譲受益	164
Theme 5	債務免除等による利益	165
Theme 6	その他の経済的利益の享受	166
Theme 7	贈与税の非課税財産	167
Theme 8	贈与税の配偶者控除	169
Theme 9	直系尊属から住宅取得等資金の贈与を 受けた場合の非課税制度	173
Theme 10	直系尊属から教育資金の一括贈与を 受けた場合の非課税制度	176
Theme 11	直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を 受けた場合の非課税制度	181
第5章	相続時精算課税制度	187
Theme 1	相続時精算課税制度の内容	188
Theme 2	住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度	194
第6章	相続税および贈与税の申告	203
Theme 1	期限内申告書の提出義務者、提出期限および提出先	204
Theme 2	申告手続とその是正手続等	214

第7章	相続税および贈与税の納付	219
Theme 1	納付の原則	220
Theme 2	相続税の延納	221
Theme 3	贈与税の延納	228
Theme 4	物 納	230
Theme 5	相続税額の取得費加算	239
Theme 6	連帯納付義務	241
第8章	不動産の評価	243
Theme 1	宅地および宅地の上に存する権利	244
Theme 2	使用貸借	268
Theme 3	配偶者居住権に関する評価	269
Theme 4	農 地	272
Theme 5	家屋および家屋の上に存する権利など	273
Theme 6	小規模宅地等の特例	276
第9章	株式その他の財産の評価	295
Theme 1	上場株式	296
Theme 2	取引相場のない株式	301
Theme 3	預貯金	328
Theme 4	公社債	329
Theme 5	ゴルフ会員権	330
Theme 6	その他の財産	331
第10章	事業承継対策	333
Theme 1	事業承継対策の概要	334
Theme 2	相続評価の低減対策	336
Theme 3	納税資金利用可能資産	342
Theme 4	生命保険の活用	343
Theme 5	贈与対策	347
Theme 6	自社株の評価減対策	355
Theme 7	自社株の株数対策	360

Theme 8 非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度	363
Theme 9 非上場株式等に係る贈与税の納税猶予制度	367
Theme 10 非上場株式等に係る贈与税 および相続税の納税猶予制度の特例	370
Theme 11 個人の事業用資産についての納税猶予制度	376
Theme 12 中小企業における経営の承継の 円滑化に関する法律に伴う民法の特例	379
Theme 13 相続対策に会社を利用する場合	384
Theme 14 従業員持株会	386
Theme 15 役員退職金の活用	388
Theme 16 株式公開の仕組み	390
Theme 17 相続財産に係る非上場株式をその発行会社に 譲渡した場合のみなし配当課税の特例	392
Theme 18 議決権制限株式・譲渡制限株式	393
Theme 19 信 託	397
相続税の計算体系	406
索 引	408

◆◇本教材中のマークについて◆◇

(★なし) (★) (★★) (★★★)

テーマごとに重要度を★の数でランク付け（４段階）しています。

★★と★★★を中心に、メリハリをつけて学習してください。



頻出！

過去の本試験での頻出項目です。最優先で学習しましょう。

第1章

民法編

Contents

- Theme 1 相続の意義
- Theme 2 相続人 ★★★
- Theme 3 相続分 ★★★
- Theme 4 相続の承認と放棄 ★★★
- Theme 5 遺産の分割 ★★★
- Theme 6 代償分割
- Theme 7 遺 贈 ★★★
- Theme 8 遺 言 ★★★
- Theme 9 遺留分 ★★★
- Theme 10 特別寄与料の請求権 ★★★
- Theme 11 配偶者の居住権の創設 ★★★
- Theme 12 成年後見制度 ★★★
- Theme 13 その他の民法等の改正 ★★

Theme 1 相続の意義

1 相続の意義（民法896条）

相続とは、民法が定めた財産等の無償移転の形態であり、人の死亡によってその死亡した人（これを被相続人という）の財産に属していた一切の**権利義務**を、その死亡した人と一定の血族関係あるいは配偶関係にある人（これを相続人という）が**包括的に承継**することをいう。

ただし、**死亡した者の一身に専属するもの**（文化功労者年金、扶養請求権など）については、承継できない。

2 相続する財産から除かれるもの（民法897条）

系譜、祭具、墳墓などの祭祀財産は、その祭祀を主宰すべき者が承継するとされていることから、上記で相続人が相続する財産から除かれることになっている。

ただし、被相続人の指定に従って祖先の祭祀を主宰すべき者があるときは、その者が承継する。

※ 被相続人の指定は、生前でも遺言でも行うことができる。

3 相続の開始（民法882条）

(1) 相続は、**人の死亡**によって開始する。したがって、死亡の時点で、財産は相続人に移転する。

(2) 死亡とみなす場合「失踪宣告」

失踪宣告は、人の生死および所在の不明が一定期間続いたときに、その者の**利害関係人の請求によって家庭裁判所が行う**ものである。

失踪には普通失踪（民法30条1項）と危難失踪（同条2項）とがある。普通失踪は、不在者の生死が7年間明らかでない場合において、その**7年間の期間が満了した時に死亡したもの**とみなされ、「相続が開始」する。危難失踪は、危難に遭遇した者の生死が、危難が去った後1年間明らかでない場合において、**その危難が去った時に死亡したもの**とみなされ、「相続が開始」する。

(3) 失踪の宣告の取消し

失踪者が生存すること又は失踪宣告により死亡したものとみなされた時と異なる時に死亡したことの証明があったときは、家庭裁判所は、本人又は利害関係人の請求により、失踪の宣告を取り消さなければならない。この場合において、その取消しは、失踪の宣告後その取消し前に善意でした行為の効力に影響を及ぼさない。

失踪の宣告によって財産を得た者は、その取消しによって権利を失う。ただし、現に利益を受けている限度においてのみ、その財産を返還する義務を負う。

4 相続開始の場所（民法883条）

相続は、被相続人の住所において開始する。

相続の開始場所を定めることにより、裁判の管轄が定められ、また相続税の申告書の提出先にも影響を与えることとなる。

（参考）死亡届の提出

死亡届は、死亡を知った日から7日以内に、死亡診断書を添付して市区町村役場に提出しなければならない。

Theme 2 相続人 ★★★

1 配偶者相続人のポイント

- (1) 被相続人の配偶者は常に相続人となる。
- (2) 配偶者とは正式な婚姻関係にある者をいうため、内縁関係にある者（内縁の妻、内縁の夫）は相続人となることはできない。

2 血族相続人のポイント 頻出！

血族相続人については、次の順位で相続人となる。

第1順位	被相続人の子およびその代襲相続人
第2順位	被相続人の直系尊属（親等の近い者を優先）
第3順位	被相続人の兄弟姉妹およびその代襲相続人 └─ 甥、姪まで

3 相続人となれない者 頻出！

次に掲げる事由のいずれかに該当する者は、配偶関係にある者および血族関係にある者であっても、相続人となることはできない。

- (1) 相続の開始以前に死亡している。

※ 同時死亡の推定（民法32条の2）

飛行機・自動車など交通機関による事故や、地震・火事などの災害によって親子・夫婦が同時に死亡するケースが多く見受けられる。これら親子・夫婦のどちらが先に死亡したかによって相続関係は大変な違いが生じることになるが、民法では、「数人の者が死亡した場合において、そのうちの1人が他の者の死亡後なお生存していることが明らかでないときは、これらの者は、同時に死亡したものと推定する」としている。

《同時死亡の効果》

同時死亡は、死亡の前後を区別しないということであり、次の効果がある。

- (1) 死亡の推定を受けた者の間では、相互に相続は開始しない。
- (2) 同時死亡は、相続開始以前の死亡に含まれるため、代襲原因となる。

(2) 相続人の欠格事由に該当している（民法891条）。

欠格事由とは被相続人等の生命に対する侵害行為や遺言に関する違法な干渉をいう。欠格の事由と関係のある特定の被相続人に対する相続権を失うにとどまり、他の被相続人に対する相続権まで失うわけではない。家庭裁判所に請求する等特別な手続きを必要としない。

【欠格事由】

下記に掲げる者は、相続人となることができない。

1. 故意に被相続人または相続について先順位もしくは同順位にある者を死亡するに至らせ、または至らせようとしたために、刑に処せられた者
2. 被相続人の殺害されたことを知って、これを告発せず、または告訴しなかった者。ただし、その者に是非の弁別がないとき、または殺害者が自己の配偶者もしくは直系血族であったときは、この限りでない。
3. 詐欺または強迫によって、被相続人が相続に関する遺言をし、撤回し、取り消し、または変更することを妨げた者
4. 詐欺または強迫によって、被相続人に相続に関する遺言をさせ、撤回させ、取り消させ、または変更させた者
5. 相続に関する被相続人の遺言書を偽造し、変造し、破棄し、または隠匿した者

(3) 推定相続人から廃除されている（民法892条）。

廃除とは被相続人に対し虐待等を加え、または著しい非行がある遺留分のある推定相続人を被相続人が家庭裁判所に請求をして家裁の審判又は調停により相続権を失わせることをいう。被相続人の兄弟姉妹及び遺留分を放棄した者は、遺留分を有しないので、廃除の対象とならない。なお、廃除（廃除の取消しを含む）は、生前でも遺言（遺言執行者が行う）でもどちらでもできる。被相続人が遺言で推定相続人を廃除する意思表示したときは、遺言執行者は、その遺言が効力を生じた後、遅滞なく、その推定相続人の廃除を家庭裁判所に請求しなければならない。この場合において、その推定相続人の廃除は、被相続人の死亡の時にさかのぼってその効力を生ずる。

【代襲原因】

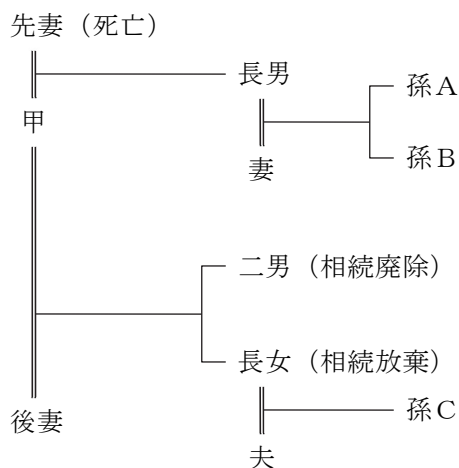
(1)から(3)により相続人となれなかった者の子や孫は代襲相続人となれることに留意する。

- (1) 相続開始以前の死亡
- (2) 欠格
- (3) 廃除

※ 「相続の放棄」は代襲原因とならない。

【例題】

次の親族図において甲と長男が交通事故で同時に死亡した場合の甲の相続に係る相続人とその法定相続分を説明しなさい。



【解答】

後妻 $\frac{1}{2}$ 孫A $\frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{4}$ 孫B $\frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{4}$

4 被相続人の子およびその代襲相続人

(1) 子の範囲

実子（特別養子制度により養子縁組をした子を除く）・養子・嫡出子（正式な婚姻関係のもとに生まれた子）・非嫡出子（正式な婚姻関係外のもとに生まれた子）を問わない。

① 非嫡出子

(1) 被相続人が男性の場合……認知を必要とする

(2) 被相続人が女性の場合……認知は不要とされる（分娩出産の事実）

※ 認知は、戸籍法の定めるところにより届け出ることによってする。

※ 遺言によっても認知でき、遺言者の死亡の時にその効力が生ずる。

この場合、遺言執行者は、その就職の日から10日以内に、認知に関する遺言の謄本を添付して届け出しなければならない。

※ 認知の効力は出生時に遡って生ずる。

※ 認知は意思能力があれば足り、認知者が未成年者又は成年被後見人であるときであっても、その法定代理人の同意を要しない。

※ 成年の子は、その承諾がなければ、これを認知することができない。

※ 父は胎児も認知することができ、この場合においては母の承諾を得なければならない。

※ 認知者は、死亡した子でも、その直系卑属があるときに限り、認知することができる。この場合において、その直系卑属が成年者であるときは、その承諾を得なければならない。

※ 子、その直系卑属又はこれらの者の法定代理人は、認知の訴えを提起することができる（強制認知）。ただし、父又は母の死亡の日から3年を経過したときは、この限りでない。

※ 認知をした父又は母は、その認知を取り消すことができない。

② 養子

(1) 養子縁組の日から嫡出子たる身分を取得する。

(2) 実親または養親が死亡した場合

① 普通養子制度

自然血族は消滅しないため、実親・養親双方の相続人となる。

② 特別養子制度

自然血族は消滅するため、養親のみの相続人となる。

(注) 特別養子（民法817条の2～817条の11）

実親から虐待されたり、監護が著しく困難な事情にある、原則として15歳未満の者について、家庭裁判所の審判によって行われる養子縁組をいう。養親となる者は25歳以上の夫婦（夫婦のどちらか一方が25歳に達している場合には、他方は20歳以上でよい）に限られ、夫婦共同縁組でなければならないが、養子縁組が成立すると、戸籍簿には実子と同じく「長男」「長女」と記載され、同時に実親との親族関係は終了する。

【特別養子制度と普通養子制度の比較】

	特別養子制度	普通養子制度
成 立	家庭裁判所の審判	当事者の合意に基づく届出
成 立 基 準	子どもの利益のために特に必要であると認められること	なし
養子となる資格	原則として15歳未満 (2020年4月1日から適用)	養親より年長でないこと 養親の尊属でないこと
実親との関係	断絶する (近親婚制限は受ける)	継続する 親権のみが養親に移る

【特別養子制度の詳細】

対 象 年 齢	原則15歳未満、例外18歳未満 (注1)
縁 組 の 申 し 立 て	養親の他、児童相談所の所長も申し立てできる。 (注2)
縁組の成立 (実親の同意)	実親の同意は2週間経過すると撤回できなくなる。 (注2)

(注1) 15歳以上18歳未満の子どもについては、(1)本人の同意がある、(2)15歳未満の時から養父母となる者が養育している、(3)やむを得ない事情で15歳までに申し立てができなかった、という条件を満たせば、特別養子縁組を認められる。

(注2) 審判は次の2段階に分けられる。

第1段階：適格性確認（実親による養育状況と、実親の同意の有無などを判断する審判）

第2段階：縁組成立（養親子のマッチングを判断する審判）

実親は第1段階の手続きで縁組に同意した場合、2週間経過した後は撤回ができなくなる。また、試験養育は第1段階の審判が出た後に行うことになる。2つの段階を同時に審判することも可能で、手続きの長期化を防ぐとしている。

③ 胎児

胎児については、相続について既に生まれたものとみなして、相続権を認める。ただし、死産の場合には相続人として扱わない（民法886条）。

※ 相続税法では、相続税の申告期限において、まだ胎児が生まれていないときは、その胎児がないものとして扱う。

④ 配偶者の連れ子

血族でないため相続人とならない。

(2) 子の代襲相続人

被相続人の子が相続開始以前に死亡し、または欠格若しくは廃除により相続権を失っているときは、その者の直系卑属（被相続人の孫や曾孫）が代襲者となって相続する。

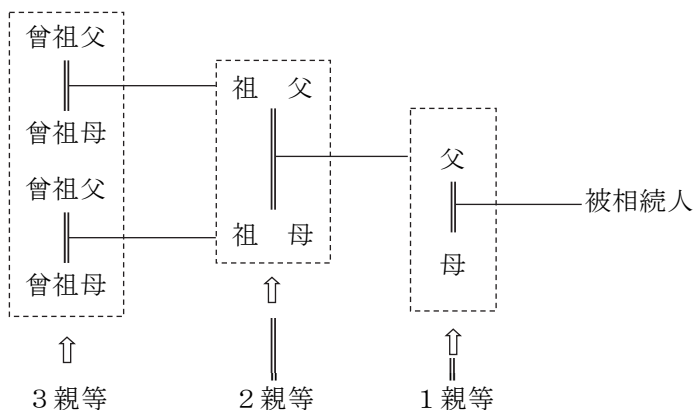
※ 「相続の放棄」は、代襲原因とならない点に注意すること。

（注）養子の代襲相続人

養子の子の出生時期	—	養子縁組前	→ 代襲相続人となれない
		養子縁組後	→ 代襲相続人となる

5 直系尊属

直系尊属とは、直系（血統が直線的につながっていること）の尊属（自分より世代が上の者）で、かつ、血族である者をいうため、被相続人の父母以外に祖父母等も直系尊属になる。この場合には、被相続人に**親等の近い者から優先**して相続人となる。



※ 代襲の規定はない

※ 被相続人が養子の場合

(1) 普通養子制度

自然血族は消滅しないため、実親・養親を問わず相続人となる。

(2) 特別養子制度

自然血族は消滅するため、実親は相続人となれず、養親のみが相続人となる。

6 兄弟姉妹およびその代襲相続人

- (1) 代襲については、兄弟姉妹の子（甥、姪）までに限定され、再代襲はできない。
- (2) 父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹を**半血兄弟姉妹**といい、相続権を有する。

7 相続税法上の相続人 **頻出！**

相続人	相続を放棄した者および相続権を失った者を含まない相続人
法定相続人	相続の放棄があった場合には、 その放棄がなかったものとした場合 における相続人

8 相続人と法定相続人 **頻出！****(1) 相続人でなければ受けられない規定**

- ① 生命保険金の非課税
- ② 退職手当金の非課税
- ③ 債務控除（包括受遺者は適用あり） **※葬式費用は相続を放棄した者等も適用あり。**
- ④ 相次相続控除

(2) 法定相続人に関する規定

- ① 生命保険金の非課税限度額
500万円×**法定相続人の数**
 - ② 退職手当金の非課税限度額
500万円×**法定相続人の数**
 - ③ 遺産に係る基礎控除額
3,000万円＋600万円×**法定相続人の数**
 - ④ 相続税の総額 **法定相続人**が法定相続分に応じて取得したものとして計算
 - ⑤ 未成年者控除、障害者控除 法定相続人について適用
- ※ 法定相続人の数について**養子の数の制限**がある。

9 養子縁組の要件

- (1) 養親となる者の年齢
20歳に達した者は、養子をすることができる（民法792条）。
- (2) 尊属又は年長者を養子とすることの禁止
尊属又は年長者は、これを養子とすることができない（民法793条）。

◆第1章 民法編◆

(3) 配偶者のある者が未成年者を養子とする縁組

配偶者のある者が未成年者を養子とするには、配偶者とともにしなければならない。ただし、配偶者の嫡出である子を養子とする場合又は配偶者がその意思を表示することができない場合は、この限りでない（民法795条）。

(4) 配偶者のある者の縁組

配偶者のある者が縁組をするには、その配偶者の同意を得なければならない。ただし、配偶者とともに縁組をする場合又は配偶者がその意思を表示することができない場合は、この限りでない（民法796条）。

(5) 15歳未満の者を養子とする縁組

- ① 養子となる者が15歳未満であるときは、その法定代理人が、これに代わって、縁組の承諾をすることができる。
- ② 法定代理人が養子縁組の承諾をするには、養子となる者の父母でその監護をすべき者であるものが他にあるときは、その同意を得なければならない（民法797条）。

(6) 未成年者を養子とする縁組

未成年者を養子とするには、家庭裁判所の許可を得なければならない。ただし、自己又は配偶者の直系卑属を養子とする場合は、この限りでない（民法798条）。

(7) 離 縁

普通養子縁組において、養子が15歳以上である場合には、養子と養親が協議により合意すれば、離縁することができる。

養子が15歳未満であるときは、その離縁は、養親と養子の離縁後にその法定代理人となるべき者との協議でこれをする。

その協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所は、同項の父若しくは母又は養親の請求によって、協議に代わる審判をすることができる。

普通養子縁組の養親または養子の一方が死亡した後に、生存している養子または養親が離縁をしようとするときは、家庭裁判所の許可を得て、離縁することができる（民法811条）。

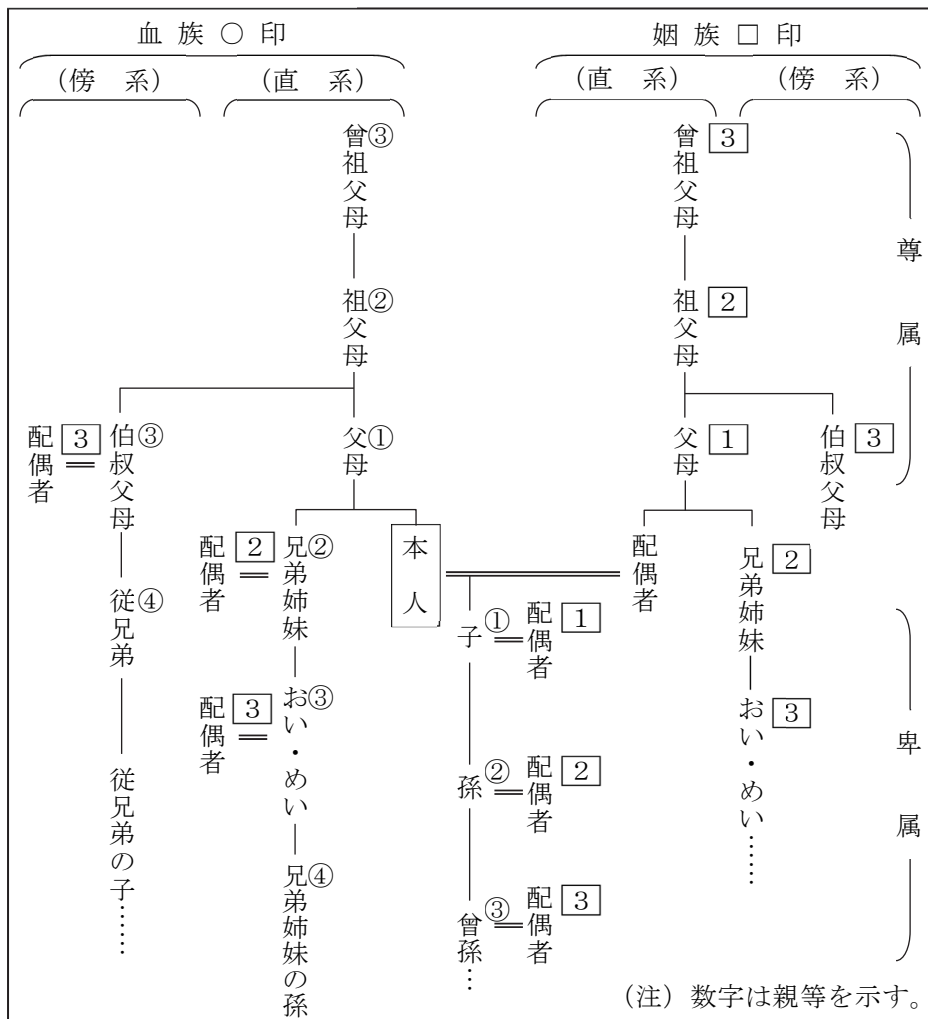
特別養子縁組の養親と養子は、当事者の協議により離縁することはできない。一定の事由に該当し、かつ、養子の利益のために特に必要があると認められるときに限り、家庭裁判所は、養子、実父母または検察官の請求により離縁させることができる（民法817条の10）。

10 相続人の不存在の場合

相続人のあることが明らかでない場合、次の手順で清算などが行われる。

- (1) 相続財産は相続財産法人となり、利害関係人または検察官が家庭裁判所に相続財産清算人の選任を請求する。
- (2) 相続財産清算人は、債権者に弁済するなど相続財産の清算手続きを行う。
- (3) 残余財産があれば、特別縁故者（申立てが必要）に全部又は一部が分与される。この場合において、**特別縁故者は、分与財産を遺贈により取得したものとみなされる。**
- (4) その後、なお、相続財産が残存している場合には、その相続財産は、国庫に帰属する。

【参考資料】 親 族 図



＜理解度テスト＞

次の記述のうち、正しいものには○印を、誤っているものには×印を付けなさい。

- () (1) 直系尊属には配偶者の父母も含まれ、配偶者の父母も相続人になれる。
- () (2) 被相続人の子が相続開始時に胎児である場合、その胎児は相続人となる。
- () (3) 被相続人の兄弟姉妹が相続人となる場合において、既にその兄弟姉妹が死亡しているときは、その兄弟姉妹の子までしか相続人となれない。
- () (4) 相続を放棄した者、欠格事由に該当した者、家庭裁判所の審判等により廃除された者のこれらの子は代襲相続人になれない。
- () (5) 兄弟姉妹やその子が相続人の場合には、廃除することはできない。
- () (6) 相続人が不存在の場合には、相続財産は相続財産法人となり、家庭裁判所は、利害関係人または検察官の請求によって、相続財産管理人を選任しなければならない。

＜解答＞

- (1) × 配偶者の父母は、直系尊属であるが、姻族である。相続人になれるのは血族であるため、配偶者の父母は相続人とはなれない。
- (2) ○ 正しい記述である。
- (3) ○ 正しい記述である。
- (4) × 相続を放棄した者の子は代襲相続人になれないが、欠格事由に該当した者および廃除された者の子は代襲相続人になれる。
- (5) ○ 正しい記述である。兄弟姉妹には遺留分がないので、廃除できない。廃除できるのは「遺留分のある推定相続人」とされているからである。
- (6) ○ 正しい記述である。

索引

【英数字】

1株当たりの純資産価額	315
1株当たりの配当還元価額	318
1株当たりの類似業種比準価額	312

【い】

遺留分権利者	63
遺留分算定の基礎となる財産	64
遺留分侵害額の請求権	66
遺留分の放棄	66
遺留分の民法の特例	379
遺留分の割合	63

【か】

外国税額控除	153
貸宅地	256
貸付事業用宅地等	287
貸家	273
貸家建付借地権	261
貸家建付地	256
株式公開	390
換価分割	35
管理处分不適格財産	231

【き】

議決権制限株式	393
協議分割	34
居住無制限納税義務者	88
寄与相続人の相続分	21
寄与分	21

【け】

欠格	5, 6
建築中の家屋	273
限定承認	30

【こ】

公社債	329
公正証書遺言	50
更正の請求	214

【さ】

財産の所在	94
債務控除	117
債務免除等による利益	165
算出相続税額の計算	132

【し】

自社株の評価減対策	355
指定相続分	16
指定分割	34
自筆証書遺言	51
従業員持株会	386
修正申告書	214
住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度	194
収納価額	232
受益者連続信託	402
障害者控除	147
小規模宅地等の特例	276
証券投資信託の受益証券	331
上場株式等	296
使用貸借	268
譲渡制限株式	393
正面と裏面に路線がある宅地	247
正面と側方に路線がある宅地	247
所得税の準確定申告等	217
信託	163, 397
審判分割	40

【せ】

制限納税義務者	89
生前贈与加算	121
成年後見制度	74
成年後見登記制度	74
生命保険金等	105
生命保険契約に関する権利	113

【そ】

葬式費用	119
相次相続控除	150
相続時精算課税制度	188
相続税額の2割加算	135
相続税額の取得費加算	239

相続税の延納	221
相続税の期限内申告書	204
相続税の総額の計算パターン	132
相続税の非課税財産	115
相続登記の申請の義務化	85
相続土地国庫帰属制度	83
相続人	4, 11
相続人の不存在の場合	13
贈与税額控除	139
贈与税の期限内申告書	209
贈与税の配偶者控除	169
贈与税の非課税財産	167

【た】

代襲相続分	15
代償分割	35, 42
退職手当金等	109
単純承認	30

【ち】

中心的な同族株主の意義	302
弔慰金等	110
調停分割	40
直系尊属	10
直系尊属から教育資金の一括贈与を 受けた場合の非課税制度	176
直系尊属から結婚・子育て資金の 一括贈与を受けた場合の非課税制度	181
直系尊属から住宅取得等資金の贈与を 受けた場合の非課税制度	173

【て】

低額譲受益	164
定期贈与	347

【と】

同時死亡	4
同族株主の意義	301
特定遺贈	44
特定居住用宅地等	283
特定事業用宅地等	282, 377
特定同族会社事業用宅地等	285
特別寄与料の請求	69
特別受益者の相続分	17
特別養子制度	8

特例税率と一般税率	159
土地保有特定会社の意義	321
取引相場のない株式	301

【に】

二重身分	23
任意後見制度	78

【の】

農地	272
----	-----

【は】

配偶者居住権	70
配偶者居住権に関する評価	269
配偶者に対する相続税額の軽減	140
廃除	5, 6
半血兄弟姉妹	11

【ひ】

非居住無制限納税義務者	88
非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度	363
被相続人の養子の法定相続人の 数への算入制限	133
非嫡出子	7
秘密証書遺言	53

【ふ】

負担付遺贈	44, 351
負担付贈与	351
物納	230
物納に充てることができる財産	230

【ほ】

邦貨換算	332
包括遺贈	44
放棄	31
法定後見制度	75
法定相続人	11
法定相続分	15

【み】

未成年者控除	146
みなし贈与財産の種類	162
未分割遺産に対する課税	101
身分関係が重複する場合の相続分	23

◆索引◆

【や】

役員退職金の活用…………… 388

【ゆ】

遺言執行者…………… 57

遺言書の検認…………… 56

遺言書保管制度…………… 55

遺言の撤回…………… 53

【よ】

養子…………… 7

預貯金…………… 328

【り】

離婚による財産の分与…………… 166

【れ】

連帯納付義務…………… 241

【ろ】

路線価図の見方…………… 250

路線価方式…………… 247

C F P[®] テキスト 相続・事業承継設計

2006年 7 月 23 日 初版発行
2025年 7 月 1 日 第30版第 1 刷発行

発 行 者 多 田 敏 男
発 行 所 T A C 株 式 会 社
〒101-8383
東京都千代田区神田三崎町 3-2-18

©2025 T A C

Printed in Japan

落丁・乱丁本はお取り替えいたします。

本書は「著作権法」によって、著作物等の権利が保護されている著作物です。本書の一部または全部につき、無断で転載、複写されると、著作権等の権利侵害となります。上記のような使い方をされる場合には、あらかじめ小社宛許諾を求めてください。